

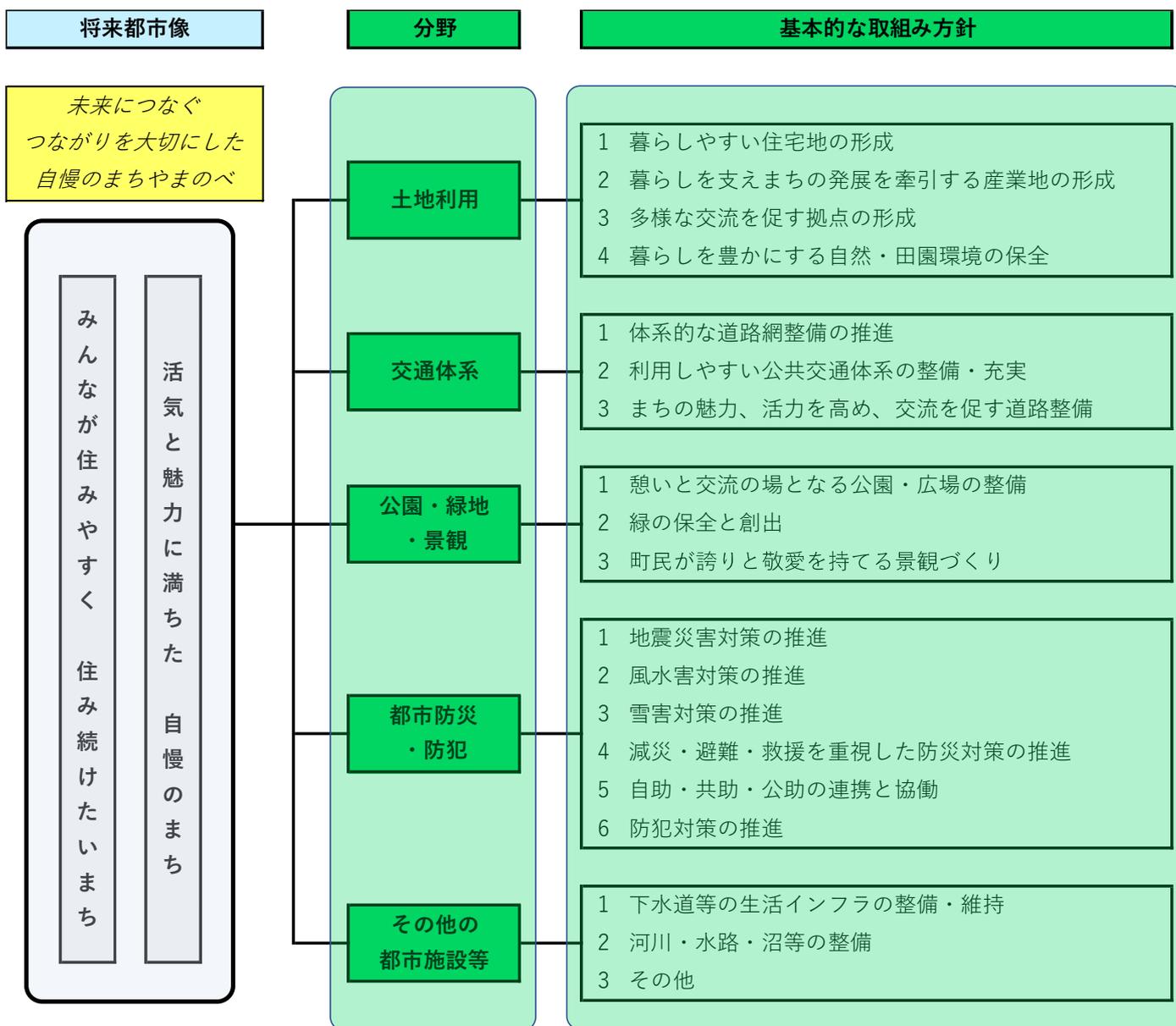
## 第2章

### 都市整備の方針（分野別方針）

## 第2章 都市整備の方針(分野別方針)

本章では、前章の将来都市像を受け、総合的かつ計画的に都市づくりを進めていくために、「土地利用」「交通体系」「公園・緑地・景観」「都市防災・防犯」「その他の都市施設等」の分野に分け、分野ごとの方針について整理します。

《都市整備方針（分野別方針）の体系》



## 第1節 土地利用の方針

### 〈基本的な考え方〉

- ◎今後の人口動向や、社会経済情勢・需要の変化に対応し、山形市などの近隣自治体と連携を深め、持続可能で利便性の高いコンパクトな市街地の構築に向け、計画的に土地利用を誘導します。
- ◎既成市街地や住宅団地など、住宅を主体とした土地利用が図られている地域では、各地域の特性を踏まえつつ、既存の住環境の改善に取り組むとともに、適正な居住誘導を図り、暮らしやすい住宅地を形成していきます。
- ◎市街地地域の南部と北部に広がる集团的農用地と一体の既存定住地域及び中山間部にある定住地域と周辺農用地において、住環境及び生産環境の維持・保全を図ります。また、都市と農村との交流等を通じ、農村環境の整備及び農村コミュニティの活性化を図ります。
- ◎J R羽前山辺駅の東部に位置する工業地域は、工業生産の拡大等による町の振興に資するため、農業生産環境や生活環境の保全に配慮しながら、需要に応じて適正な土地利用を誘導していきます。
- ◎J R羽前山辺駅前や中心市街地の商店街（仲町・本町商店街）は、商業的な活性化と町外への情報発信を目指した、人やものが集まる文化の中心部となるエリアづくりを目指します。
- ◎ふるさと資料館やふるさと交流センター『あがらっしゃい』を拠点とし、歴史や文化、受け継がれたまち並みを守り高め、町民や来訪者にとって魅力あるエリアづくりを目指します。

### 1. 暮らしやすい住宅地の形成

都市機能としての拠点となる医療福祉機関や教育施設などの公共施設、日常的な買い物が出来る店舗及び公共交通拠点を交通ネットワークで結ぶことで、日常的なサービスが身近で受けられるような暮らしやすい住宅地を、地域住民と協働で形成していきます。また、低未利用地の利用転換を促進し、居住環境の改善を目指します。

高齢化への対応と若者の定住を促進するため、地域コミュニティの形成を図ります。生活環境へ悪影響を及ぼすような空き家や空き店舗については、「山辺町空家等対策計画」に基づき、適切な管理と活用を促進し、居住環境の維持・保全に努めます。

#### (1) 既成市街地ゾーン

既成市街地については、コンパクトな市街地の形成を基本に、市街地内の農地や低未利用地の有効活用を促進し、既成市街地周辺では、必要に応じて適正な土地利用に努めます。



既成市街地の低未利用地

#### (2) 住宅団地ゾーン

緑ヶ丘地区、芦沢地区、清水地区、近江地区の住宅団地においては、地域の特性を活かした、良好な住環境を維持し、いつまでも安心して住み続けられる生涯居住環境づくりに努めます。

緑ヶ丘地区、近江地区（一部）には、地区計画制度を導入しており、ゆとりある良好で緑豊かな低層住宅による良好な居住環境の形成と維持・保全を継続して行います。



緑ヶ丘地区

## 2. 暮らしを支えまちの発展を牽引する産業地の形成

---

暮らしやすい住環境を維持するとともに、生活利便性の向上やまちの賑わいを創出するため、活力ある産業地の保全と形成を図ります。

また、アクセスしやすい場所での、町内外の方が町の高品質な産品・技術に触れられる場・機会を提供でき、直接生産物・製品を購入できる場所をより充実させていきます。

### (1) 商業産業ゾーン（羽前山辺駅前、中心市街地商店街）

J R羽前山辺駅前においては、山辺町の顔、玄関口として町の魅力を発信し、町民や来訪者が集い交流する場として、空き家・空き店舗の活用や低未利用地を集約した広場など、地域と協力しながら、人やものが集まるエリアを形成していきます。



駅前商店街

また、中心市街地の商店街においては、空き家・空き店舗の利活用を行い、地区外からも訪れやすく、高齢者等も買い物しやすい環境を整備し、商店街を中心とする商業機能の再生を進めます。



本町商店街

### (2) 工業ゾーン（大門地区）

今後の労働力不足を考慮し、高齢者が働きやすい、女性が働き続けられる環境づくりを進めます。

また、需要に応じ、周辺環境の保全に十分に配慮しながら、適正な土地利用を促進し、本町の振興を推進します。



工業地域（大門地区）

## 3. 多様な交流を促す拠点の形成

---

### (1) 新たな都市拠点ゾーン（役場本庁舎周辺）

役場周辺の「公益交流拠点」では、既存の都市機能集積を活かし、公共施設などの利便性の向上に取り組むとともに、町民ニーズに対応し、便利・快適で多様な交流を生む拠点の形成に取り組みます。



役場周辺

#### 4. 暮らしを豊かにする自然・田園環境の保全

無秩序な市街化を抑制するとともに、産業・文化・景観・環境・防災上の観点からの重要性も考慮して、農地、山林等の保全に取り組むことを基本とします。

地域の維持を前提としながら農用地及び農業生産環境や自然環境の保全に努める土地利用とします。

##### (1) 既存集落ゾーン（市街地周辺地域、中山間地域）

市街地周辺にある既存集落（大寺、相模）と中山間地域は、農用地と定住地域が一体となる田園地域を形成しています。

市街地周辺にある既存集落は、自然と共生を基本に、既存集落の活力維持や居住環境等の改善に取り組めます。また、優良田園住宅制度や開発許可制度を用い、制度に該当する集落内の農地については、宅地としての利用を図っていきます。

中山間地域では、棚田や湧水などにより農村景観が形成されており、田園風景の質を高めています。観光面での交流機会などを活用しながら地域の活力やコミュニティの形成が図られるよう定住環境の向上を促進します。



大塚集落



大蔵の棚田

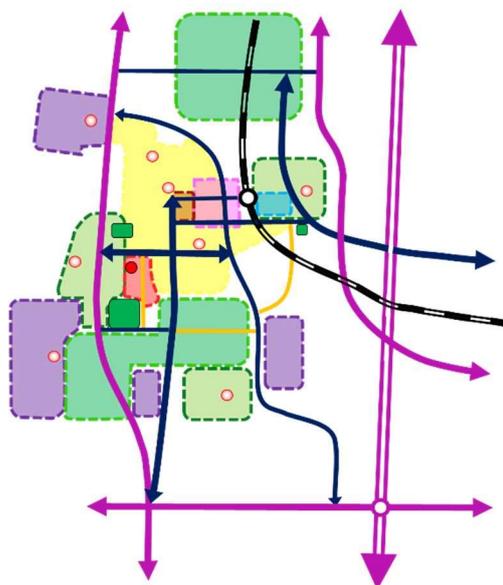
##### (2) 農地保全ゾーン

市街地地域の南部と北部に広がる一団の農用地においては、農業が本町の基幹産業の一つであることを認識し、その振興を図るうえからも、保全することを基本とします。農家の高齢化などによる農地の荒廃・遊休化が進むなか、担い手の確保を図るとともに、再生利用に向けた取り組みを推進し、良好な農地の維持・保全に努めます。



一団の農用地

##### 土地利用方針図（都市計画区域内）



## 第2節 交通体系の整備方針

### 〈基本的な考え方〉

- ◎道路の舗装や橋等について老朽化が進行しており、町道の維持管理費の確保も厳しくなっていることから、長寿命化の取り組み等を進めながら、長寿命化計画に基づく維持管理を推進します。
- ◎生活圏の拡大に対応した、広域幹線道路の整備の一層を推進します。
- ◎通学路など優先順位の高い生活道路の維持、修繕を行います。
- ◎災害時に備えて、優先的に幹線の補修に取り組みます。
- ◎中山間部の生活路線において、必要な路線・区間についての適正な維持管理に努めます。

### 1. 体系的な道路網整備の推進

道路は町民の生活、文化、経済等を支えるあらゆる面で重要な役割を担っています。

町民生活の安全性や利便性等の向上に向けた道路体系の確立を図るため、関係機関と連携を進めながら道路網の整備を推進します。

#### (1) 道路種別の考え方

次の体系表に基づき、道路整備を推進します。

種別	該当する道路	位置づけ・主な役割	その他の役割・機能
幹線系道路	広域幹線道路 (都) 山辺中山線 (都) 榎沢山辺中山線	広域的な幹線交通を処理する道路 広域都市等と連絡する道路	地域間連携 延焼遮断帯 緊急輸送路
	都市幹線道路 (主) 山形朝日線 (主) 山形山辺線 (主) 山形白鷹線 (都) 城南大通り線 (都) 大塚大寺線 (町) 北垣船町線	広域幹線道路を補完する道路 又は町内の幹線交通を処理する道路	避難路 コミュニティバス路線 自動車、自転車、歩行者の適切な分離 沿道景観形成
	地域幹線道路 (町) 三河線 (町) 三河尻南大門線	広域幹線道路若しくは都市間幹線道路を補完する道路又は隣接都市への交通を処理する道路	など
生活系道路	主要生活道路 原則、計画幅員6m以上の道路	生活道路の交通を集め、幹線系道路と連絡する道路	コミュニティバス路線 交流の場 自動車、自転車、歩行者の共存など
	生活道路 原則、計画幅員4m以上の道路	各宅地に接続する道路で、主要生活道路などと連絡する道路	交流の場 自動車、自転車、歩行者の共存など

※(都)は都市計画道路、(主)は主要地方道、(町)は町道を表す。

## (2) 幹線系道路の整備

### ① (都) 山辺中山線 (整備強化路線)

(都) 山辺中山線は、国道 458 号のバイパスルート化として、上山市から寒河江市に至る西部幹線道路となりうる重要な路線であり、朝夕を中心とした渋滞の解消や、生活系道路への通過交通の流入を抑制するため、早期完了を目指します。

### ② (都) 榎沢山辺中山線

(都) 榎沢山辺中山線は、山形広域都市圏の北西部 (中山町・山辺町) 方面から東北中央自動車道の山形中央 IC へアクセスを図る幹線街路です。本路線を国道 112 号として位置づける方針が決定されており、県内広域とを効率的に結ぶ幹線道路をとして重要な役割を担うため、国・県や近隣市町と連携を深めながら、早期整備を推進します。

### ③ (主) 山形朝日線

(主) 山形朝日線は、町内の市街地地域と中地区を結ぶ主要な道路として重要な役割を担っています。市街地地域と地域コミュニティ拠点、自然・歴史・観光拠点をつなぎ、市街地と中山間部との間で生活・交流の活性化のための連携強化を図るために、整備の充実を図ります。

### ④ (主) 山形山辺線

(主) 山形山辺線は、山形市中心市街地を起点に西へ向かい、山辺市街地を東西に横断して山辺町畑谷の (主) 山形白鷹線に接続する路線であります。本町市街地と作谷沢地区を結ぶ重要な路線で、通勤・通学時は交通量が多く、通過車両、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、関係機関との連携を進めながら整備を推進します。

### ⑤ 三河尻南大門線

三河尻南大門線は、通勤時の渋滞を緩和するために、JR 左沢線のアンダーパスとして整備しました。幅員が一部狭く、朝夕の通勤時は通過車両が多く、歩行者等が危険な状況にあるため、通過交通の規制や、安全な歩行環境を確保する整備に取り組みます。

### ⑥ 北垣船町線

北垣船町線は、広域幹線道路の (都) 榎沢山辺中山線と (都) 山辺中山線を結ぶ市街地内の外環状道路としての重要な機能を有し、通過交通をまちなかの外へ誘導する重要な役割を担っています。

(都) 榎沢山辺中山線との交差部分においては、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や地域の振興に寄与する道路環境整備に努めます。

### ⑦ その他の幹線系道路

都市計画道路や県道・国道を結ぶ幹線道路として、計画的な整備を行います。また、既に整備された路線においては、その役割を十分果たすために適正な維持管理を行い、通過交通をまちなかの外へ誘導するためにも都市基盤の充実を図ります。

### (3) 生活系道路の整備と活用

#### ①交通安全の向上

道路交差点等の整備を通じて歩行者の安全性確保を優先しつつ、沿道の魅力化やユニバーサルデザイン等により全ての人に優しい質の高い道路空間の形成を図ります。

小・中学校の通学路については、幹線道路との交差点や交通量の多い箇所等について通学の更なる安全性を確保していきます。

#### ②生活道路の維持管理

町民の生活や地域の交流を支える生活道路は、長寿命化に向けて、定期的かつ適正に点検を行い、また、長寿命化等の取り組みを進めながら、安全・安心な道路の維持管理に努めていきます。

## 2. 利用しやすい公共交通体系の整備・充実

### (1) J R羽前山辺駅の利便性向上に向けた駅周辺の整備

J R羽前山辺駅は、誰もが安全・安心・快適に利用できるように、朝夕ラッシュ時の送迎車の路上停車解消のため駐車場整備や防犯上のための照明灯の設置を行いました。

平成 31 年 4 月 1 日から J R羽前山辺駅は完全無人化となっています。

今後は、老朽化した駅舎の改築、券売機の設置などを J R東日本に要望し、協議していきます。



駅前駐車場

### (2) コミュニティバスの利便性の向上

高齢者などの移動手段を確保し、日常生活の利便性を確保するため、町内の各地域を循環するコミュニティバスの運行を今後も継続します。利便性の一層の向上に向けて、路線・運行ダイヤ・運行形態の状況確認を定期的を実施します。

また、運行エリア（中山間地域）と指定拠点（市街地）を結ぶデマンドバスも運行します。



コミュニティバスのバス停



図：デマンドバス指定拠点乗降場所ステッカー

## 3. まちの魅力・活力を高め、交流を促す道路整備

### (1) 歴史・文化資源等と調和し、歩いて楽しい道づくり

本町には、市街地地域を中心に歴史・文化資源や趣のある町並みが残っています。J R羽前山辺駅周辺は歴史・文化を味わえる拠点として、豪商の土蔵を修理、復元した「ふるさと資料館」や旧旅籠を活用したふるさと交流センター「あがらっしゃい」があり、歴史・文化の発信地となっています。

市街地地域には、旧城下町の面影を残す路地や多くの社寺、旧山野辺陣屋玄関、安達峰一郎生家など歴史・文化資源が点在しており、歴史的雰囲気のあるまちなみを形成しています。

道路整備にあたっては、こうした歴史・文化資源や町並みと調和した空間づくりを推進します。

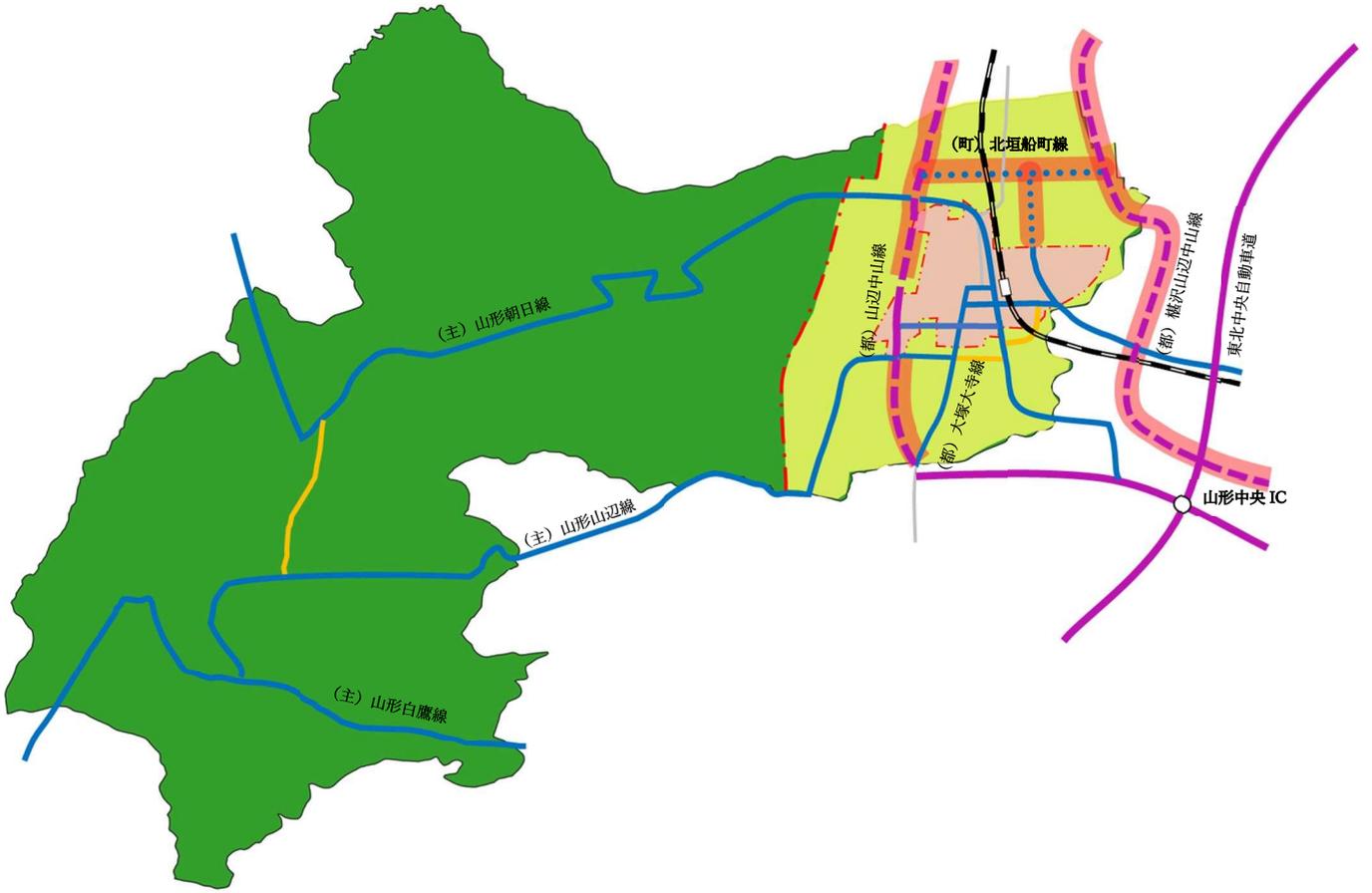
### (2) 道路空間の利活用

道路空間は、単なる車や人の交通を処理する空間だけではなく、都市内の貴重なオープンスペース、人が行き交う交流の舞台と捉え、快適な空間づくりや休憩施設の整備、さまざまなイベントの舞台としての利活用にも取り組みます。



あがらっしゃい前のオープンスペース

# 道路整備方針図



		整備済み路線	計画路線	
			都市計画道路	都市計画道路 以外の道路
本 計 画 で の 位 置 づ け	①広域幹線道路			
	②都市幹線道路			
	③地域幹線道路			

## その他の凡例

	市街化区域
	都市計画区域
	整備重点路線

## 第3節 公園・緑地・景観に関する方針

### 〈基本的な考え方〉

- ◎公園の多様なストック効果※6をより高め発揮するために、地域の実情に応じた取組みを継続的に推進し、多様な人が関わる地域の「共創」による公園づくりを目指します。
- ◎「活気と魅力に満ちた自慢のまち」の実現に向け、町全体に広がる、憩いと交流の場となる公園・広場の活用を促進します。
- ◎「みんなが住みやすく 住み続けたいまち」をめざし、緑地の保全と創出に取り組みます。

### 1. 憩いと交流の場となる公園・広場の整備

人々のライフスタイルや価値観はますます多様化し、時代やニーズが変われば、公園施設や広場もそれに応じ変わることが必要であります。公園管理者や地域住民等の合意に基づきながら、利用状況等に応じた公園施設や広場の集約・再編、公園の統廃合を検討していきます。

#### (1) 都市公園の魅力向上と維持管理

中央公園、長沼公園などの本町の主要な公園は、今後も適切に維持管理していくとともに、施設環境の向上や魅力の強化に取り組んでいきます。街区公園等の身近な都市公園は、地域ごとにコミュニティ形成や地域活動、防災拠点の中心となる場所として、機能の充実を図ります。

##### ①中央公園

中央公園には、遊具広場の他、多目的グラウンド、野球場、テニスコート、体育館、プール等運動施設があり、多くの町民や利用者が集う運動公園となっています。現在は、指定管理者制度を導入し、適切な維持管理を行っており、使いやすさの向上や町民ニーズに合わせた活用面を含め、町および町民と指定管理者が協働し、より良い公園として維持していきます。

また、誰もが自由に訪れ、その時々に来る人々と交流できる場として活用していきます。



中央公園

##### ②長沼公園

長沼公園は、長沼を中心に樹木の植込みにより緑が多く、空気の澄む状態を維持する公園であります。高齢者や子ども連れの家族等、朝夕の散策、憩いの場として活用していきます。



長沼公園

※6 整備された社会資本が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果のことをいう。

### ③その他の主要な都市公園

大門ふれあい公園、天神公園、近江公園、緑ヶ丘1、2、3号公園、などの主要な都市公園は、貴重なオープンスペースとして地域住民と協力しながら今後とも適切に維持管理していくとともに、各公園の持つ魅力の向上や差別化を図り、町内各地区でのコミュニティの中心となる公園づくりに努めます。



大門ふれあい公園

## (2) 身近な公園・広場の維持管理

本町には、児童遊園、開発公園が多数あり、町の魅力を高めるとともに、町民生活の潤いをもたらす貴重な資源であり、又、一次避難所や防災訓練等の広場として有効利用されており、引き続き、地域住民・団体等の協力を得ながら適切な維持管理に努めます。



児童遊園

## (3) 森林文化交流を育む公園の保全

本町には、県管理の県民の森、町管理の玉虫沼湖畔公園、せせらぎ広場など森林や湖沼など優れた自然を活かした公園があり、町民や来訪者に対し癒しとやすらぎを与えてくれます。これらに関わる施設等の維持管理に努めます。

## (4) 今後求められる配慮事項

その他、都市公園や空き地等を利用した広場の整備や既存施設の改修にあっては、次の事項にも配慮するものとします。

### ①防災面への配慮

公園・広場は、災害時の避難場所として機能するとともに、延焼火災を防ぐなど、防災的な観点からも重要な役割が期待されており、整備や改修にあたっては、防災面も考慮した整備を検討します。

### ②町民との協働

今後、公園・広場の整備や改修にあたっては、町民ニーズを取り入れ、町民に愛される公園・広場としていくために、町民参加による整備を推進します。こうした取組みを行うなかで、地域住民の方々に公園・広場への愛着を深めていただくとともに、維持管理面での地域住民への協力を仰いでいきます。

### ③バリアフリー・ユニバーサルデザイン

公園・広場は、地域住民、来訪者、子ども、高齢者などあらゆる人が利用する場所であり、すべての人が安全で快適に利用できるように、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

## 2. 緑の保全と創出

---

### (1) 緑地の保全

市街化区域及び市街化調整区域内集落に点在する都市公園、児童遊園、開発公園の樹木は周辺に影響のないよう適切に管理し、市街地内緑地として保全していきます。

町西部の丘陵地域は、レクリエーション、大気の浄化、水資源のかん養及び土砂災害防止機能等の多面的機能を重視しながら、森林資源の育成と保全に努め、森林の持つ機能が損なわれることのないように配慮します。

### (2) 緑の創出

「みんなが住みやすく 住み続けたいまち」を目指し、緑地の保全に合わせて、民間の宅地においても、うるおいとやすらぎに満ちた緑豊かなまちづくりを目的とした新たな生垣の設置に対する補助等を継続していきます。

## 3. 町民が誇りと敬愛を持てる景観づくり

---

### (1) 保全すべき景観

本町に残る歴史、自然、文化的な景観は、町民が誇りと愛着を持って守ってきた貴重なまちづくりの資源です。これらの資源については、それぞれが持つ景観の特色を維持し、魅力的なまちづくりに向けて、各地域にあったルールづくりを検討していきます。

本町には景色のきれいな場所が多々あります。県が企画する「やまがた景観物語 おすすめビューポイント」に令和2年2月に『大蔵の棚田』が登録されました。今後、現地標識の設置等やパンフレットの内容について県と調整していきます。

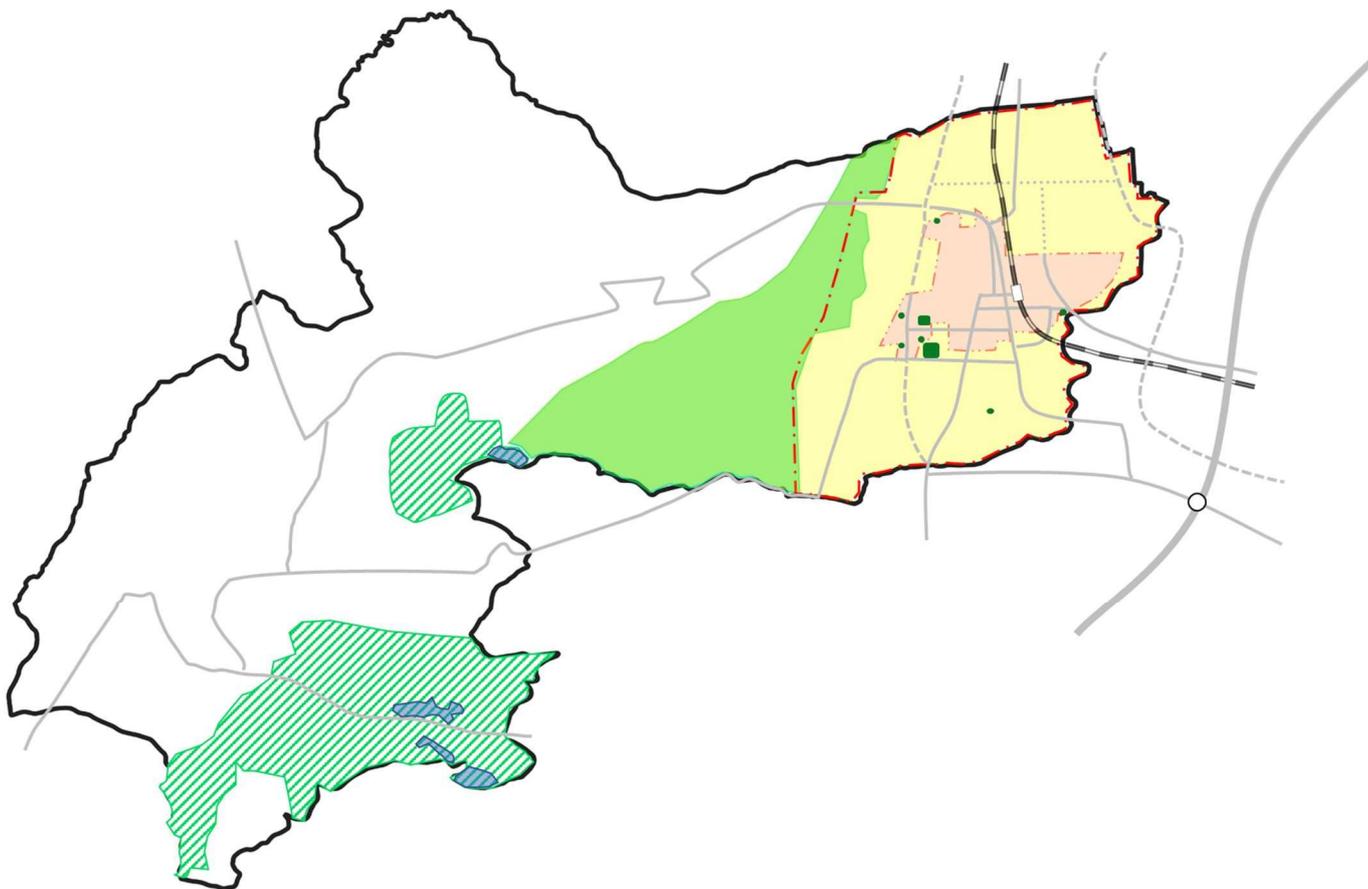
山並み景観や農地・山林などの資源について保全を図るとともに、農村交流などの活動や観光イベント等を通じ、棚田や遊休農地の活用を促進します。

### (2) 創造する景観

建築行為や土地利用更新の際に、これら景観資源の保全・整備によって街並み形成が促進されるよう誘導を図り、地域の実情に沿った地区計画や景観ガイドラインの作成等の検討を図ります。

中心市街地外でも、荒廃した空き家や空き店舗、空き地などが多くなっています。建築物の除去、空き地の緑化など、建築物をつくらない景観づくりについても検討を図ります。

# 公園緑地整備方針図



	都市公園 (中央公園・長沼公園)		森林文化交流を 育む公園
	主要な都市公園		緑地・里山の保全
	主要な湖沼		都市計画区域
	市街化区域		

## 第4節 都市防災・防犯に関する方針

### 〈基本的な考え方〉

- ◎子どもや高齢者などの災害弱者を含むすべての人が安全・安心に暮らしていけるように、災害に強いまちづくりを推進します。
- ◎激化・多発化している自然災害に備え、地震災害対策、風水害対策、雪害対策を中心に、あらゆる災害に強いまちづくりを推進します。
- ◎災害発生時に町民が安心して避難できる、また医療・福祉サービスが受けられるような医療福祉機関との連携の強化を推進します。
- ◎被害を最小限に食い止めるには、災害時に個々が適切な行動をとることが重要であり、「自助（自分の身は自分で守る）」「共助（地域の人で協力して互いに助けあうこと）」「公助（行政）」の連携と協働による防災対策を推進します。
- ◎防犯協会等と協力した防犯意識の高揚、防犯活動の充実強化に向けた取組みを推進します。

### 1. 地震災害対策の推進

本町には、山形盆地断層帯があり、直下型地震が高い確率で発生することが懸念されています。

大規模地震の被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、また、これらにより引き起こされる火災等の二次災害により大きな人的、物的被害を広範囲に及ぼします。

この地震被害を最小限に食い止めるためには、個々の建築等の耐震化、不燃化の推進に加え、住宅密集地などの面的な視点からの取り組みも必要となります。

こうした観点から、住宅密集地の整備を行う際にも地震災害対応を考慮しながら事業を実施することとし、土砂崩れ等の被害に備えて実施する、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊防止事業や砂防、治山事業についても、緊急度、重要度を考慮し行うこととします。また、地震に伴い生ずる液状化現象を防止するための対策を計画的に推進します。

### 2. 風水害対策の推進

地域特性に配慮しつつ、防災拠点の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害等から町民の生命、身体、財産等を守ることに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進します。

#### （1）災害防止に配慮した土地利用の誘導

##### ①危険住宅等の移転推進

町及び県は、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を推進します。

##### ②危険個所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行い、町はこれに協力します。

また、町は、自己居住用住宅の建築物の建築等について開発許可運用指針に則って、適切な情報提供を図ります。

### 3. 雪害対策の推進

---

除雪は、冬期間の雪からの町民の生活を守る重要な事業であり、特に自家用車の増加等から、その役割はますます重要になってきています。

町では、地域の特性に応じた克雪のまちづくりを推進するとともに、日常生活に密着した国、県、町道の除排雪を徹底し、スムーズな交通の確保を図ります。

一方、除雪機械も年々増強を図っていますが、今後とも整備を進めるものとします。

さらに、冬期間の積雪や雪崩、道路以外の家屋の雪等の危険性に対し、町及び関係機関は、要配慮者世帯等への支援を含めた雪害防止対策に努めます。

### 4. 減災・避難・救援を重視した防災対策の推進

---

#### (1) 避難路・緊急輸送路の確保

避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保していきます。

また、防火地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等防災上重要となる地域における建築物の不燃化を促進します。

#### (2) 防災拠点等の整備・改善

災害対策本部を設置する施設、医療機関、避難所となる施設、学校などは、防災上重要な施設であり、災害時に有効に機能するよう、防災機能の強化に努めます。また、施設の耐震性、安全を強化した施設づくりに努めます。

さらに、ライフラインの確保や医療体制の確保などの防災基盤の充実、防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図ります。

#### (3) 減災対策の強化

近年全国各地で多発する大雨による災害は、山形県でも例外ではなく発生しています。一級河川の須川では、国の最上川水系河川整備計画により河道掘削工事が実施され、本町の洪水被害が軽減されています。しかしながら、今後の雨水対策としてさらに洪水被害を軽減させるために、遊水池の検討及び排水ポンプの整備を図ります。

#### (4) 事業所、団体等との連携強化

事業所等の協力を得ながら、速やかな防災活動が展開されるよう誘導し、それらが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっています。

事業所や産業団体については事業継続計画（BCP）<sup>※7</sup>の策定により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧等における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要があります。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時から協議により災害時の応急対策等の手順を明確にしていきます。

---

※7 災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のことをいう。

## 5. 自助・共助・公助の連携と協働

---

### (1) 自助力の向上

「自分の身は自分で守る」という自助の精神は、防災の最も基本とするところであり、これを向上させるためには、日頃からの町民への意識啓発や正しい防災知識・防災情報などを普及していくことが必要です。

本町で作成した防災マップ等の周知・活用によって危険区域を認知してもらうなど、地域住民による防災行動を支援していきます。

### (2) 共助力の向上

災害弱者である高齢者が増加するなか、地域の人で協力して互いに助け合う「共助」が非常に重要な役割を担うと考えられ、共助力を向上させていくことが必要です。このため、自治会を中心とした地域コミュニティや自主防災組織の育成、山辺町地域防災計画に基づいた防災体制を強化していきます。

要配慮者の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を掲載した避難行動要支援者台帳等を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進します。

### (3) 災害時の情報連絡体制等の強化

情報の受伝達や広報については、防災放送による伝達、広報車による広報、緊急速報メール等伝達体制を確立するとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていきます。

また、町内の中山間地域や一人暮らし高齢者等への情報連絡体制を検討していきます。

## 6. 防犯対策の推進

---

本町では、犯罪件数は減少傾向にあり、防犯性の高いまちづくりが実現できています。今後もこの傾向を維持するため、地域や関係機関と連携し、防犯意識の高揚、防犯活動の充実強化に向けた取り組みを推進します。

さらに、JR 羽前山辺駅の完全無人化に伴い、駅舎には防犯カメラが設置されていますが、利用者がさらに安心して利用できるように、駅前広場にも防犯カメラを設置しました。今後は、都市公園などの都市施設についても、防犯カメラの設置等について検討していきます。

## 第5節 その他の都市施設等の整備方針

### 〈基本的な考え方〉

- ◎安全・安心・快適な生活環境を維持・向上していくため、今後とも、下水道施設の整備や適切な維持管理を図ります。
- ◎近年の局所的なゲリラ豪雨の浸水対策として、水路、河川の整備や維持管理に努めます。
- ◎その他、福祉・教育・文化・運動・交流施設、公営住宅等は、既存施設の有効活用を基本に、適切な維持管理を図ります。また、公共施設における PPP<sup>※8</sup>等の取組みなど民間活力の活用を推進します。

## 1. 下水道等の生活インフラの整備・維持

---

### (1) 公共下水道

本町の生活基盤水準の高さを維持するため、町内の世帯数や居住区域などの変遷に合わせ、段階的に下水道を拡張してきました。これまで整備してきた施設や管路の健全度が低下しないよう、適正な料金設定のもとで徴収した料金を原資とし、定期的な点検、診断を行い、施設の長寿命化を図り、適切な維持管理に努めます。

また、水洗化の普及・啓発を図り水洗化率の向上に努め、生活環境の保全と公共用水域における水質保全を進めます。

## 2. 河川・水路・沼等の整備

---

### (1) 河川・水路

河川については、関係機関との連携を進めながら河川改修を促進し、氾濫浸水想定区域における安全性の確保に努めます。須川・小鶴沢川等において、自然と触れ合える場の活用についても検討していきます。

水路については、農業生産基盤としての用排水路の保全や良好な生活環境を保持する水路の維持管理を図ります。

### (2) 沼・ため池等

町内に点在する沼、ため池、調整池は管理者と協力し定期的な維持管理に努め、堤体の耐震化を検討していきます。

また、これまでの取り組みを継承しつつ、治水・保全対策に加えて、親水空間や景観調和、生態系保全等に配慮した環境整備について検討していきます。

---

※8 官民連携事業の総称のことをいう。

### 3. その他

---

本町にある歴史的な建築物をはじめ、ふるさと資料館、ふるさと交流センター「あがらっしゃい」などの観光資源について、町内外への積極的な広報活動により町の魅力を発信し、観光交流人口の拡大を図ります。

また、今後の山辺町の課題となる空き家対策等、住宅施策やまちの魅力向上のため、福祉や教育にも積極的に取り組んでいきます。

子どもから大人まで、町民同士が互いの価値を尊重し、関わり合いながら暮らす「やまのべ」の文化を、次の世代につないでいくことを目指します。